

Ⅲ 企 画 調 整 ・ 市 町 村 連 携

1 広報普及啓発

(1) ホームページ

平成13年度にホームページを開設し、保健所の事業紹介、保健衛生情報など、都民や関係機関に役立つ情報を掲載している。

ホームページアドレス <https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/hokenjyo/tthc>

(2) 情報誌等の発行（多摩立川保健所「健康だより」・「べんり帳」）

「健康だより」は住民及び関係機関等を対象に、保健衛生知識の普及及び健康づくりに役立つ情報提供を目的として、令和6年度は夏期（7月）に12,300部と冬期（11月）に12,300部を発行した。

夏期発行の「健康だより」では、「たまり水をなくして蚊の発生を防ごう」、「くすりを正しく使いましょう」、「レッツゴー！骨髄ドナー登録」及び「間違って食べないで！その有毒植物」を掲載した。

冬期発行の「健康だより」では、「からだ気くばりメニュー店に行ってみませんか？」、「12月は東京都エイズ予防月間です」、「いい医療に向かってGO（11月25日）！」、「11月は「薬剤耐性（AMR）対策推進月間」です！」及び「屋内は原則禁煙です」を掲載した。

「べんり帳」は住民及び関係機関等を対象に、保健所の業務内容等の掲載に加え、裏面には管内の公共機関や保健医療機関の位置を示した管内マップ（地図）としても利用できるものとし、令和6年3月に4,500部発行した。

なお、「健康だより」と「べんり帳」は管内6市や医療機関等の協力を得て、それぞれの窓口等での配布を行っている。

(3) 市報への掲載依頼

管内6市の協力により、市報を通じて講演会等の行事予定等について周知を図っている。

(4) パンフレットの配布・ポスターの掲示

保健所構内及び講習会の会場等において、保健衛生に関する各種パンフレットの配布及びポスターの掲示を行っている。

(5) 保健所ギャラリー

保健所1階の展示コーナー（保健所ギャラリー）において、住民の健康増進のため、月ごとにテーマを決めて企画展示を実施している。

令和7年4月から、管内6市の紹介コーナーを新設した。

(6) 事業概要の発行

保健所の事業内容及び事業実績を取りまとめ、管内6市及び関係機関等に配布している。

(7) 保健医療福祉データ集の発行

圏域の人口動態、保健、医療等のデータを体系的にまとめた「保健医療福祉データ集」を作成し、保健所ホームページに掲載している。

(8) 資料室の設置

住民や関係機関向けに健康（衛生）教育用資料等を貸し出している。

2 情報公開

東京都では都民に対し開かれた都政を推進するため、「東京都情報公開条例」に基づいて、「公文書の開示」を行っている。

また、平成29年10月30日からは、インターネット経由で公文書情報を提供する「公文書情報提供サービス」も行っている。

多摩立川保健所では、令和6年度中に公文書の開示請求が317件、情報提供依頼が189件あった。

さらに、これらとは別に個人情報を含む文書について、令和6年度中に法令等の定めに基づく公的機関からの行政照会に対し96件の提供を行った。

表 2－1 令和6年度情報公開

区 分	合 計	内 訳		件 数
公文書開示請求	317件	食品衛生関係		36
		環境衛生関係		150
		診療所等開設関係		228
		薬局等開設関係		87
		その他		3
				(計504件)
公文書情報提供 依頼	189件	食品衛生関係		15
		環境衛生関係		126
		診療所等開設関係		54
		薬局等開設関係		53
		その他		1
				(計249件)
行政照会	96件	官公庁	食品衛生関係	288
			環境衛生関係	28
			診療所等開設関係	19
			薬局等開設関係	8
				(計343件)

(注) 1件の請求により、複数文書を請求される場合があるため、合計件数と内訳の計とは一致しない。

3 統計調査

保健所では統計法等に基づいて、わが国の主要統計の一つである人口動態統計をはじめ、傷病や医療施設等に関する衛生統計調査及びその他の各種統計調査について、審査及び取りまとめの事務を行っている。

令和6年度には、次の統計調査を行った。

表3－1 統計調査実施状況

調査名		目的	期日	対象
人口動態統計	人口動態調査	人口動態事象を数理的に把握し人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。 (出生・死亡・死産・婚姻・離婚に関すること。)	通年実施	管内6市に届けられる出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出書により調査する。
	医療施設動態調査	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。	通年実施	医療法に基づく届出の受理又は処分があった医療施設
衛生統計調査	地域保健・健康増進事業報告	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。	年度報	保健所及び管内6市
	国民生活基礎調査 (小規模調査)	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。	令和6年 6月6日	全国の世帯及び世帯員を対象として、国勢調査区から層化無作為抽出した調査地区内の全ての世帯及び世帯員 管内では7地区422世帯
その他の各種統計調査	社会保障・人口問題基本調査 (第9回世帯動態調査)	出産・子育て、老親の扶養・介護を始めとする家庭の諸機能の実態、変化要因を把握し、少子化への対応の基本的方向性を示し、厚生労働行政施策立案の基礎資料の提供を目的とする。	令和6年 7月1日	令和5年国民生活基礎調査の調査地区内から無作為抽出した600調査地区内の全ての世帯の世帯主及び世帯員 管内では4地区244世帯

4 研修・教育

(1) 研修・教育活動

ア 研修・衛生教育の実施

関係職員の資質の向上を目的とした研修会、最新の医学や公衆衛生情報を伝える講演会、衛生教育を目的とした講習会等を135回開催した。分野別の内訳は表4-1に示した。

研修活動の中で市町村連携課が実施した市町村職員の支援を目的とした研修は、表4-2に再掲した。

表4-1 研修・衛生教育実施状況

	総 数（注1）		会 場			
			所 内（注2）		所 外	
	回 数	参加人員	回 数	参加人員	回 数	参加人員
5年度総数	133	6,474	74	3,878	59	2,596
6年度総数	135	5,983	82	3,829	53	2,154
感 染 症	6	321	4	235	2	86
（再掲）結核	2	116	1	52	1	64
（再掲）エイズ	-	-	-	-	-	-
精 神	1	62	1	62	-	-
難 病	2	49	2	49	-	-
母 子	1	16	1	16	-	-
成人・老人	-	-	-	-	-	-
栄養・健康増進	16 (5)	1,034 (416)	12 (3)	802 (201)	4 (2)	232 (215)
歯 科	5 (1)	321 (222)	5 (1)	321 (222)	-	-
薬 事	20	555	5	284	15	271
医 事	3	573	3	573	-	-
食 品	57 (2)	2,298 (115)	34 (2)	1,208 (115)	23	1,090
環 境	11	538	3	100	8	438
企 画	13	216	12	179	1	37

（注1）他分野と合同で開催した回数、参加人員は（ ）内に示した。

（注2）所内開催については、書面開催、オンライン開催、オンデマンド配信を含む。

イ 市町村等支援研修

市への支援の一環として、管内6市の職員や保健福祉関係者の資質向上及びネットワークの強化を目的として、市町村等支援研修を実施した。

表4-2 市町村等支援研修

実施日	対象者	参加人数	内 容	講 師
5月29日	各市の統括保健師又は統括的な役割を担う保健師	9	第1回6市・保健所統括保健師連絡会テーマ：人材育成 情報共有・意見交換	—
6月5日	市職員（6市健康主管課を窓口として各市に周知）	1	嘔吐物処理訓練	多摩立川保健所職員
6月14日	市職員（6市健康主管課を窓口として各市に周知）	1	防護服着脱訓練	多摩立川保健所職員
7月30日	各市自殺対策主管課職員等	14	第1回自殺総合対策担当者連絡会	—
7月31日	各市の統括保健師又は統括的な役割を担う保健師	8	第2回6市・保健所統括保健師連絡会 情報共有・意見交換	—
10月16日	市職員（6市健康主管課を窓口として各市に周知）	1	防護服着脱訓練	多摩立川保健所職員
10月22日	各市統括、リーダー保健師	18	第3回6市・保健所統括保健師連絡会 テーマ：災害対策 情報共有・意見交換（6市課長連絡会と合同開催）	—
11月27日	東大和市職員	37	北多摩西部保健医療圏版HUG研修	多摩立川保健所職員
12月13日	各市又は保健所の中堅中期・後期の保健師	8	中堅期保健師研修 「PDCAサイクル」というけれど…、最初の”P”ってどうするの？～企画書から考える地域特性を踏まえた住民主体の事業運営とは～	文京学院大学 保健医療技術学部 教授 米澤 純子 氏
1月28日	各市の統括保健師又は統括的な役割を担う保健師	6	第4回6市・保健所統括保健師連絡会 情報共有・研修報告	—
2月10日	圏域6市の防災主管課及び健康主管課 各市災害医療コーディネーター 災害拠点病院担当者	33	災害対策研修 発災時の、保健所と医療対策拠点、6市の連携を考える	独立行政法人 国立病院機構 災害医療センター 救命救急科部長 長谷川 栄寿 氏 救命救急科医長 高田 浩明 氏 救命救急科医師 小山 智士 氏 救命救急科医師 辛 紀宗 氏 副看護師長 診療看護師 救急看護認定看護師 DMATインストラクター 山本 宏一 氏 診療看護師 DMATインストラクター 高以良 仁 氏

2月14日	高校生の支援に携わる圏域内の定時制・通信制高校の関係者（教員・その他支援関係者）	15	課題別推進プラン講演会 生きづらさを抱えた若者を“ひとり”にしない！ ～みんなが自分の未来を描けるような伴走型支援と地域ネットワークの強化に向けて～	東京科学大学（旧東京医科歯科大学） 精神科 准教授 安藤 久美子 氏
3月4日	各市自殺対策主管課職員等	9	第2回自殺総合対策担当者連絡会（事例検討会）	東京都女性相談支援センター医長 医師 柴崎 喜久代 氏

（2）実習生指導

保健所は地域保健の第一線機関として保健師学生、管理栄養士学生、歯科衛生士学生等の実習生を受け入れており、地域保健従事者の養成における基礎教育の一端を担っている。

表 4－3 実習生指導状況（令和6年度）

対 象	学校名	実施期間	実習 日数	学生人数		指導内容等
				実	延べ	
保健師学生 （公衆衛生看護学 実習）	東京慈恵会医科大学	5月13日～8月9日	10日間	13	128	オリエンテーション： 保健所の役割・業務について 見学： 感染症対策事業、精神相談、難病相談、 リハビリ訪問、面接相談、家庭訪問、 会議、事例検討等
管理栄養士学生	東京農業大学	5月13日～8月6日	7日間	28	196	講義： 保健所の役割と公衆栄養業務について 実習： 食環境整備、特定給食施設指導、食品関 連事業者指導、課題研究等
歯科衛生士学生 （注）	東京西の森歯科衛 生士専門学校	6月28日	1日間	76	76	講義： 保健所の役割・業務について、歯科保健 について
医学部学生	防衛医科大学校	12月3日	1日間	1	1	講義： 保健対策課業務について、多摩立川保健 所の概要について、生活環境安全課業務 について、市町村連携課業務について、 公衆衛生医師について
	慶応義塾大学	9月30日～10月1日	2日間	4	8	講義： 公衆衛生と保健所の役割、感染症対策、 心の健康づくりについて、精神保健福祉 講演会（アルコール依存症）、生活環境 安全業務について、地域保健医療推進プ ラン、健康危機管理、自殺対策

医学部学生	東京女子医大	11月5日・26日	1日	8	8	講義： 多摩立川保健所の概要について、感染症対策について、公衆衛生医師について等、地域保健医療推進プラン、市町村との連携強化のための取組について、健康危機管理について 実習： HUG（避難所運営ゲーム）体験、災害時の活動について、摂食嚥下実習
	獨協医科大学	9月25日～9月27日	3日間	1	3	講義： 公衆衛生と保健所の役割、公衆衛生医師について、結核の基礎知識、感染症法、結核診査会、地域保健医療推進プランについて、医事事務について、健康増進法と保健栄養事業、食中毒発生時の対応等保健所業務について、生活環境安全業務について、各市の健康づくりと都の施策について、災害時の活動について 実習： 母子保健事業見学（東大和市3歳児健康診査）

（注）歯科衛生士学生実習については、2所合同（西多摩保健所・多摩立川保健所）によるオンライン講義を実施した。

（3）医師臨床研修

医師臨床研修は管内の病院から研修医を受け入れ、保健所の役割を理解させるとともに地域保健及び公衆衛生活動に関する基本的態度や考え方を身に付けさせることを目的として、平成17年度から実施している。

表4-4 医師臨床研修指導状況（令和6年度）

	団体名	実施期間	研修 日数	指導人員		指導内容等
				実	延べ	
対象	社会医療法人社 団健生会立川相 互病院	6月3日～6月14日	2週間 (10日間)	3	30	【講義・実践・見学】 「地域保健・医療」 保健師活動、母子保健、地域保健、エイズ・感染症対策、結核対策、健康づくり、医療安全対策、歯科保健、食中毒関係、薬事業務、環境衛生対策、健康危機管理等について
	社会医療法人財 団大和会東大和 病院 独立行政法人国 立病院機構災害 医療センター	10月7日～10月18日	2週間 (10日間)	1	10	

（注）延べ指導人員数＝実人数×実研修日数

5 地域保健医療推進プラン

近年我が国の保健医療を取り巻く環境は大きな変化を迎えている。少子高齢化の急速な進展や生活習慣病を中心とした慢性疾患の増加等、人口構造や疾病構造が大きく変化するとともに、大規模災害新興感染症、食物・化学物質等による健康不安の増大などを背景に、保健医療に対する住民のニーズもより多様化・高度化してきている。

都における高齢化率は、総人口がピークを迎える令和7（2025）年には23.0%であり、令和17（2035）年には25.4%とおおよそ4人に1人が高齢者になると推計されている。本格的な「超高齢社会」を迎え、健康長寿を支援するとともに、病気や障害があっても生涯を通して住み慣れた地域の中で生き生きとした人生を送るための保健・医療・福祉の包括的な連携体制の整備が急務である。

都はこのような保健医療の課題に的確に対応していくため、医療法をはじめとする関係法令の改正等を踏まえ、令和6年3月、「東京都保健医療計画」及び「東京都がん対策推進計画」など、今後の保健医療施策の基本となる諸計画の改定を行った。

当圏域においても、都及び圏域市の関係計画との整合性を図りつつ、地域の実情や課題を踏まえた保健・医療・福祉の取組を一体的に推進していくため、「北多摩西部保健医療圏地域保健医療推進プラン」（以下「プラン」という。）を令和6年9月に改定した。

（1）性格と位置づけ

プランは都保健医療計画等を踏まえ、圏域の保健所、市及び医師会等関係機関・団体等の保健・医療・福祉の関係者が地域の保健医療の現状と課題を共有し、連携・協働して二次保健医療圏の保健・医療・福祉を総合的に推進するための計画である。

また、プランは保健所及び市にあっては保健医療施策の推進目標、保健医療関係機関・団体等にあっては活動の指針、地域の住民にあっては自主的・積極的な健康づくりの方向性を示すものとして位置づけられるものである。

推進にあたっては住民参加を促進しながら、それぞれの役割に応じた取組の目標を設定し、地域の保健・医療・福祉の包括的な体制整備を目指していく。

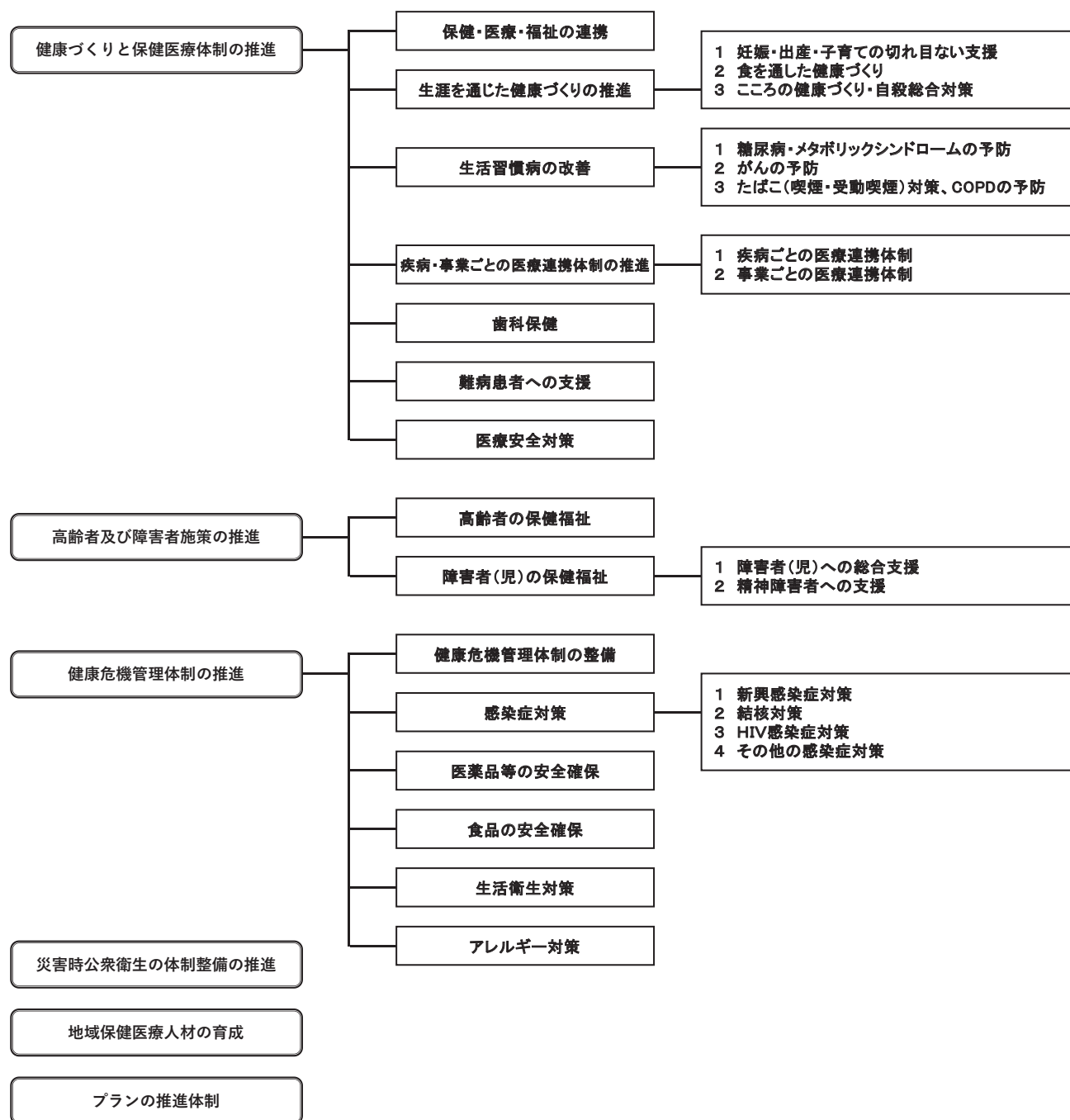
（2）計画期間

プランの計画期間は令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間である。ただし、社会情勢の変化により計画期間内に変更を行う必要が生じた場合は、適宜見直しを行う。

（3）進行管理

プランの進行管理は保健所、圏域の市、関係機関・団体からの代表者、学識経験者及び圏域住民の代表である公募委員により構成する北多摩西部地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）が行う。計画期間の中間年度（令和8年度（2026年度））に実施予定の中間評価に向けて、取り組みを進めていく。

・【地域保健医療推進プラン（令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）まで）の体系】



（４）課題別地域保健医療推進プラン

多摩立川保健所では地域保健医療推進プランの具体的行動計画として「課題別地域保健医療推進プラン」を年度ごとに策定し、地域保健医療推進プランの着実な推進を図っている。

令和6年度は、以下の事業を実施した。

- I 地域における疥癬発生集団時の対応力の推進（令和6年度新規事業、1年計画の1年目）
- II 若者の自殺対策を推進するための地域ネットワークの構築（令和6年度新規事業、2年計画の1年目）

I 地域における疥癬集団発生時の対応力の推進

1 背景

疥癬はヒゼンダニがヒト皮膚角質層に寄生して人から人へ感染する疾患である。疥癬は過去の疾患と認識されることが多いが、現在でも高齢者施設等で集団発生事例が散発している。疥癬発生時の対応の際には、診断・治療に関しては日本皮膚科学会の「疥癬診療ガイドライン（第3版）」、東京都多摩立川保健所（以下「当所」）が平成21年3月に作成した「地域ケアにおける疥癬対応マニュアル」が広く活用されている。

令和5年度、当所では有料老人ホームにおいて規模が大きい疥癬集団発生事例を経験した。対応する中で、前述したマニュアル等には集団発生時の感染拡大予防策に係る記載が乏しく、施設・医療機関・保健所等の関係者が協働し対応する指針が不足していた。このことから、当所のマニュアルにこの集団発生時の対応方法を示し、施設や関係機関等に活用されることで、地域の対応力推進に資すると考えた。

2 目標

地域ケアにおける疥癬対応マニュアルを改訂し広く周知することで、地域の疥癬集団発生時の対応力を推進する。

3 事業内容

（1）地域ケアにおける疥癬対応マニュアルの改訂

改訂部会を3回開催（委員は有識者4名、疥癬集団対応を経験した3施設4名の計8名）

（2）改訂マニュアルの製本と配布、当所ホームページにPDF掲載

（3）改訂マニュアルを用いた研修会の開催（対象は管内6市の高齢者施設、障害者施設、医療機関、行政機関、都内保健所）

4 評価

マニュアル改訂にあたり、令和5年度発生事例を分析し、また、疥癬集団事例を経験した施設の現場スタッフからの生の声を積極的に収集し、現場レベルでの課題や改善点を反映させた。併せて、有識者の意見を取り入れることで、最新の知見に基づいた内容を盛り込んだ。現場の声やフィールドの分析と専門家の知見を融合させることで、より実践的で信頼性の高いマニュアルも作成できた。

具体的には、現場対応にあたり寄せられる可能性が高い質問はQ&A形式でまとめ、現行マニュアルでは記載がなかった「集団発生の対応」項目を追加し、詳細な対応手順を示した。加えて、現場で活用できるお役立ちツールを現行版から大幅に増やしたことで、現場スタッフは具体的なツールを活用しながら効果的かつ効率的に対応を進めることができるようにした。

改訂マニュアル完成後には、77施設253名の参加のもと、「地域における疥癬集団発生時の対応力の推進」研修会を開催した。事後アンケート結果、今後取り組みそうなことについて、全参加機関と職種が「マニュアルに従った対応」と回答した。このことから、改訂マニュアルは様々な現場、職種に役立つ有用性の高いツールであり、今後施設や関係機関等において活用が進むことで、事業目標とした地域の疥癬対応力推進に資することが期待できると考える。

5 今後の課題

今後の課題としては、改訂マニュアルの更なる普及と活用促進が挙げられる。また、現場からのフィードバックを迅速に収集し、実際の対策に反映させる仕組みを構築することも必要である。さらに、関係機関との連携を強化し、情報共有を円滑に行うことで、地域全体での疥癬対応力を向上させることが求められる。

Ⅱ 若者の自殺対策を推進するための地域ネットワークの構築

1 背景

全国の小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、警察庁自殺統計によれば令和6年は過去最多を更新している。自殺者のうち、20歳未満の割合について、令和5年は、全国で3.7%、東京都で4.6%であるのに対し、当圏域では5.1%となっており、自殺者における若者の割合が高い状況にある。

当所においては、圏域内の救命救急センターの精神科医師や、定時制・通信制高校等からの生きづらさを抱えた若者についての相談が寄せられるようになっており、その中には複雑困難化した事例も多い。かねてより、当所では、圏域内における自殺対応関連施策の充実、強化を目指し、圏域6市の自殺対策担当者連絡会を開催して各市での取組の情報交換や情報共有を実施してきており、また、圏域6市を含む、地域の医療・教育・行政・福祉の関係機関でもそれぞれの取組が実施されてきたが、生きづらさを抱えた若者に対応し、若者の自殺対策を推進していくためにも、地域の関係機関がネットワークを構築し、連携して支援を行っていくことが必要であるとの課題認識に至ったことから、本事業を実施することとした。

2 目標

(全体目標)

自殺対策に関わる地域関係者の連携の強化と相談ネットワークを構築し、生きづらさを抱えた若者に対しての包括支援を推進する。

(令和6年度目標)

- (1) 若者の自殺を取り巻く現状と地域課題を明確化する。
- (2) 圏域内における関係機関等の連携・協力のあり方を明確化する。
- (3) 若者が前向きに生きることを選択できるような支援方法を構築する。

3 事業内容

(1) 地域関係者へのヒアリング【目標1】

若者の自殺を取り巻く現状と地域課題の抽出のため、若者の支援機関にヒアリングを実施した。

(2) 若者の自殺対策推進ネットワーク会議の設置・開催【目標1・2】

圏域6市、医療機関、定時制・通信制高校教員、児童相談所、社会福祉協議会、NPO団体を構成員とする「若者の自殺対策推進ネットワーク会議」を設置・開催した。

(3) 地域関係者向けの自殺対策講演会の実施【目標2】

定時制・通信制高校教員等支援関係者を対象とした講演会を実施した。

(4) 若者に有効な情報発信について検討【目標3】

NPO法人に協力を依頼し、定時制・通信制高校の高校生に、若者に有効な情報発信についてインタビューを実施。子ども・若者の言語化をサポートするガイドブックの案を作成し、都立砂川高校1年生を対象としたアンケート調査を実施した。

4 評価

(1) 地域関係者へのヒアリング（上記3（1））

若者の現状・課題として「言語化が苦手で孤立しやすいこと」、支援者の現状・課題として「支援先がわからず一機関で抱えてしまうこと」を抽出した。

(2) 若者の自殺対策推進ネットワーク会議の設置・開催（上記3（2））

会議での事例検討や意見交換等を通し、関係機関同士の現状・課題や各機関の役割、連携のあり方について共有し各機関の相互理解を深めた。

(3) 地域関係者向けの自殺対策講演会の実施（上記3（3））

参加者の若者の背景・特性と対応方法の理解及び、連携に対する意識の向上に寄与することができたと考えられる。

(4) 若者に有効な情報発信について検討（上記3（4））

高校生へのインタビューやアンケートを実施することで、子ども・若者の言語化をサポートするガイドブックの案作成に生かすことができた。

(5) 今後の課題

令和6年度事業により、ネットワークでの支援には、医療・教育・行政が連携し、互いに一歩踏み込んだ対応をとることが必要である一方、関係機関は、相互理解の不足や連携に対する意識の相違等により、連携の難しさを感じていることがわかった。引き続き、会議や講演会を通して、関係機関の相互理解を深め、連携に対する意識の共有を図るとともに、支援者が一歩踏み込んだ対応をとるための方策について検討を進め、地域ネットワークの強化を図る必要がある。

(5) 地域保健医療協議会

多摩立川保健所では地域の特性を踏まえた保健医療施策を計画的に推進し、健康で安全な地域づくりに取り組むために、北多摩西部地域保健医療協議会を設置し、保健所運営や地域保健全般及び各種の分野について地域の行政機関、関係団体、学識経験者及び住民等の代表による審議及び協議を行っている。（委員構成については、「Ⅶ 附属機関等」の表 1－1（P133）を参照。）

表 5－1 令和 6 年度 北多摩西部地域保健医療協議会（部会等を含む。）開催状況

会 議 名		開催日	出席者数	主 な 議 題
地域保健医療協議会 （自殺総合対策協議会）		令和 6 年 7 月 23 日 Web・集合	32 名	1 「北多摩西部保健医療圏 地域保健医療推進プラン」（平成30年度から平成35年度まで）の最終評価について 2 「北多摩西部保健医療圏 地域保健医療推進プラン」（令和 6 年度から令和11年度まで）の原案について 3 自殺総合対策について ①東京都の自殺総合対策について ②若者の自殺対策を推進するための地域ネットワークの構築
	幹事会	令和 6 年 7 月 18 日 Web・集合	14 名	1 令和 6 年度北多摩西部地域保健医療協議会の開催について
	保健福祉部会 （地域・職域連携 推進協議会） ・ 生活衛生部会 ・ 地域医療システム 化推進部会	令和 7 年 2 月 28 日 Web	27 名	1 「北多摩西部保健医療圏 地域保健医療推進プラン（令和 6 年度から令和11年度まで）」の策定・公表について 2 令和 6 年度市町村連携課の取組について 3 令和 6 年度新興感染症対応実践型訓練の実施報告 4 北多摩西部保健医療圏災害対策について ①能登半島地震派遣活動報告 ②災害対策研修「発災時の、医療対策拠点と保健所、6 市の連携を考える」 5 課題別プランの取組報告 ①若者の自殺対策を推進するための地域ネットワークの構築 ②地域における疥癬集団発生時の対応力の推進 6 感染症の動向 7 多摩立川保健所地域保健の取組について 8 歯科分科会報告 9 医療安全支援センター報告 10 在宅療養の推進について 11 薬事分科会報告
生活衛生部会				
	薬事分科会	令和 6 年 11 月 25 日 集合	12 名	1 地域における薬育活動の展開について 2 保健所における薬育活動の展開について
地域医療システム化推進部会				
	歯科分科会	令和 7 年 1 月 30 日 Web	15 名	1 保健所事業報告等 2 地域の歯科保健の取組状況について 3 地域保健医療推進プランについて

6 市町村連携

新型コロナウイルス感染症対応を受けて、令和4年11月「感染症対応を踏まえた都保健所のあり方検討会」（以下、「あり方検討会」という。）が設置され、今後の都保健所の組織体制や業務運営のあり方等について議論された。

令和5年8月に取りまとめられた報告書では、都保健所の市町村支援機能をさらに強化し、地域の健康課題に市町村と連携して取り組み、地域保健サービスの推進につなげることが必要であるといった意見が示された。

これを受けて、都保健所の体制・機能の強化が図られることとなり、その強化策の一つとして圏域各市をはじめとした関係機関との更なる連携強化に向けて、令和6年4月に市町村連携課が設置された。市町村連携課には各市1名の担当職員を配置し、圏域各市からの相談窓口を明確化するとともに、所内調整機能の強化を図った。

令和6年度の主な事業内容は以下のとおりである。

（1）市長訪問の実施

圏域6市長等へ市町村連携課発足と目的について説明するとともに、保健所との連携体制等について意見交換を行った。

（2）圏域6市健康主管課長連絡会の実施

圏域6市の健康主管課長及び母子保健主管課長をメンバーとした圏域6市健康主管課長連絡会を年4回開催し、圏域6市についての地域保健医療等に係る情報の提供、意見交換、先駆的事例の紹介等を行った。

（3）圏域6市事業ヒアリングの実施

年度当初に圏域各市を訪問し、各市関係課長、担当者へ市町村連携課の発足と目的について説明するとともに、各市における令和6年度健康保健事業計画と課題を中心にヒアリング及び意見交換を行った。また、保健医療政策区市町村包括補助事業について利用促進の周知等を行った。

（4）圏域6市情報連絡会の開催等顔の見える関係の構築

圏域6市の事務担当者同士の顔の見える体制の構築や、6市相互の定期的な情報交換の場として、圏域6市情報連絡会を新規に設置し、月1回定期的に開催した。

また、各市の保健福祉関係会議、防災訓練等に市町村連携課職員等が必要に応じて参加することにより、各市の課題や状況を把握するとともに、平時からの連携体制の構築を図った。

（5）保健医療政策区市町村包括補助事業

平成16年の保健所再編整備に伴い、従来から行われてきた人的支援及び技術的支援に加え、新たに財政的支援事業が創設された。

現在は、5つの包括補助事業（保健医療政策、子供家庭支援、高齢社会対策、障害者施策推進及び地域福祉推進区市町村包括補助事業）として実施されている。保健所では、保健医療政策に係る区市町村包括補助事業について、圏域6市の事務取りまとめを行っている。

ア 制度の概要

この補助制度は身近な地域保健サービスの推進主体である区市町村が自主的・主体的に事業を展開できるよう支援するもので、補助メニュー（実施要綱中に規定した事業）の中から地域の実情に応じた事業を選択する「包括的補助方式」を導入している。補助率は先駆的事业が10分の10、選択事業が2分の1、一般事業はポイント制となっている。

イ 補助対象事業

(ア) 先駆的事业

保健医療分野の新たな課題に取り組む試行的事業で、都が例示するもののほか区市町村の創意工夫によるもの。

(イ) 選択事業

- ・ 都が目指す保健医療政策の実現を図るために列挙する事業から区市町村が選択して実施するもの（政策誘導型）。
- ・ 区市町村が地域の特性を踏まえ保健医療分野において独自に企画して実施するもの（提案型）。

(ウ) 一般事業

市町村が地域の特性に応じ主体的に取り組む次の事業

i 初期救急事業（下表では「一般事業（ア）」として表記）

（i）休日急病診療事業

（ii）休日歯科応急診療事業

ii 保健医療サービスの充実に資する事業（下表では「一般事業（イ）」として表記）

表 6－1 令和 6 年度保健医療政策区市町村包括補助事業実績

（単位：件）

市 名	先駆的事业	選択事業	一般事業(ア)	一般事業(イ)	計
立 川 市	1	24	2	－	27
昭 島 市	1	21	2	－	24
国 分 寺 市	－	14	2	－	16
国 立 市	1	11	2	1	15
東 大 和 市	1	16	2	4	23
武 蔵 村 山 市	－	13	2	1	16
計	4	99	12	6	121

(6) 補助金審査

東京都保健医療局各部が所管する補助金事務のうち、市町村を対象とした各種補助金の審査事務を行っている。補助金窓口を一本化することにより圏域各市との連携を強化し、地域の保健サービス水準の向上を図ることを目的としている。

圏域各市から申請を受けた令和 6 年度の補助金事業は以下のとおりである。

ア 健康増進法等による健康増進事業に係る都補助金

- ・ 法定事業補助

イ 予防接種に関する事業

- ・ 予防接種健康被害者救済措置に係る都補助金

ウ その他事業

- ・ 小児初期救急平日夜間診療事業補助金（令和 6 年度該当なし）
- ・ 感染症予防事業費都負担金（令和 6 年度該当なし）

7 健康危機管理

健康危機管理とは「医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務」のことをいう（「厚生労働省健康危機管理基本指針」（平成9年1月策定）より。）。

（１）健康危機管理対策

ア 背景

これまで都は、平成11年5月に「東京都衛生局健康危機管理対策基本方針」、平成12年4月に具体的な手順を定めた「健康危機管理マニュアル」を策定するなど、都民の健康危機に対し、さまざまな事例に対応してきた。平成24年度には健康危機管理の拠点である健康安全研究センターを建て替えるなど機能の集約・強化を図り、平成25年3月には「健康危機管理マニュアル」を改定した。

イ 北多摩西部保健医療圏における取組

北多摩西部保健医療圏では、健康危機発生時に関係機関が連絡体制を密にして迅速かつ的確な対応を行えるよう、平成16年6月に圏域6市や関係機関等の代表による「北多摩西部健康危機管理対策協議会」を設置した。同協議会は、平成17年3月に各関係機関の役割分担や発生時の通報・連絡体制などを盛り込んだ「北多摩西部健康危機管理計画」を策定した。また、新興感染症など新たな健康危機への対応を含む健康危機管理事案に関する情報の共有や課題検討を行うとともに、訓練の企画・実施及び研修会の開催等を通じて、健康危機管理体制の充実強化を図ってきた。

平成24年3月には、平成23年3月の東日本大震災で被害を受けた原子力発電所の放射能漏洩による健康への影響などの内容を追加し、「北多摩西部健康危機管理計画」の一部改定を行った。

また、平成28年2月には、ラジオ・アイソトープ漏えい事故等が起こった場合の初動体制について記載した「ラジオ・アイソトープ漏えい事故対応マニュアル（暫定版）」を策定した。

平成30年度には、健康危機に関する会議体系の見直しを行い、「健康危機管理対策協議会」と「感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会」を兼ねて開催・運営することとした。

令和6年度には感染症対応実践型訓練等を、企画・実施・検証するために「健康危機対策協議会健康危機管理（感染症）訓練等部会」を設置した。

（２）新型インフルエンザ等対策

ア 背景

都は、平成17年12月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」を、平成19年3月に「新型インフルエンザ等対応マニュアル」を策定し、新型インフルエンザ等対策を推進してきた。また、平成20年5月には「東京都における新型インフルエンザ等発生時の医療体制ガイドライン」を策定し、平成21年4月に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、平成23年4月には「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン」（以下、「都ガイドライン」という。）として改定した。

平成25年4月、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「特措法」という。）が施行され、平成25年6月に国が同法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を策定すると、都は平成25年11月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「都行動計画」という。）を策定し、平成28年8月には都ガイドラインを改定した。

また、都は平成30年3月に、都内各ブロックで策定した「感染症医療体制に関する整備計画」を取りまとめた「新型インフルエンザ等に関する地域医療確保計画（全体計画）」を策定した。

イ 北多摩西部保健医療圏における取組

北多摩西部保健医療圏では、平成20年度の新型インフルエンザ等感染症地域医療体制整備事業の実施に伴い、新型インフルエンザ等発生時における圏域の医療体制の整備を促進することを目的として、圏域6市や関係機関等の代表による「新型インフルエンザ等感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会」を設置した。

また、平成24年3月には、新型インフルエンザ等の発生に備えた地域医療体制確保の基本的な方針を示す「新型インフルエンザ等地域医療確保計画（多摩立川ブロック）―暫定版―」（以下、「確保計画」という。）を策定した。

平成28年10月には、特措法、都行動計画等を踏まえた確保計画の改定に向けて、圏域の25病院を対象とした「新型インフルエンザ等対策に係る医療資源調査」を実施し、平成29年3月に確保計画を改定した。

平成29年12月には、感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会と兼ねて、新型インフルエンザ等疑似症患者受入訓練を国家公務員共済組合連合会立川病院と合同で実施し、ブロック協議会委員が訓練の様子を見学した。

令和元年6月には、平成28年度に引き続き、圏域の25病院を対象に「新型インフルエンザ等対策に係る医療資源調査」を実施するとともに、同年10月には、新型インフルエンザ等疑似症患者受入訓練を独立行政法人国立病院機構災害医療センターと合同で実施した。

令和6年11月には、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた訓練を数年ぶりに実施した。新興感染症発生時を想定したロールプレイング形式の実践型訓練とし、圏域医療機関、医師会、歯科医師会、市健康主管課、保健医療局から参加があった。

ウ 主な新型インフルエンザ等対策

【国の対策】

年 月	内 容
平成17年10月	「新型インフルエンザ等対策推進本部」設置
平成17年11月	「新型インフルエンザ等対策行動計画」策定
平成19年3月	「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」策定
平成21年2月	「新型インフルエンザ等対策行動計画」「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」改定 「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」決定 (平成21年6月、10月改定)
平成21年5月	「基本的対処方針」決定（平成21年10月改定）
平成21年10月	「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の基本方針」決定 (平成21年12月改定)
平成23年9月	「新型インフルエンザ等対策行動計画」改定
平成25年4月	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」施行
平成25年6月	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」策定
平成29年9月	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」改定

【東京都の対策】

年 月	内 容
平成17年10月	「東京都の新型インフルエンザ等対策について」報告
平成17年12月	「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」策定
平成19年 3 月	「東京都新型インフルエンザ等対応マニュアル」策定
平成20年 5 月	「東京都新型インフルエンザ等発生時の医療提供体制ガイドライン」策定
平成21年 2 月	「福祉保健局新型インフルエンザ等対策本部」「東京都発熱相談センター」設置
平成21年 4 月	「東京都における新型インフルエンザ等発生時の医療提供体制ガイドライン(暫定版)」策定
平成21年 5 月	「東京都感染症対策本部」設置
平成23年 4 月	「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン」改定
平成25年11月	「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」策定
平成28年 8 月	「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン(暫定版)」改定
平成30年 3 月	「新型インフルエンザ等に関する地域医療確保計画（全体計画）」策定

【北多摩西部保健医療圏の対策】

年 月	内 容
平成17年12月	北多摩西部健康危機管理対策協議会にて圏域の対応について検討
平成18年 1 月	北多摩西部健康危機管理対策協議会幹事会にて圏域の対策について検討
平成18年 2 月	新型インフルエンザ等発生を想定した通信訓練の実施
平成18年 3 月	北多摩西部保健医療圏新型インフルエンザ等対策の取りまとめ
平成19年 2 月	新型インフルエンザ等発生を想定した健康危機管理対策訓練の実施
平成20年 1 月	新型インフルエンザ等発生・流行を想定した健康危機管理対策訓練の実施
平成20年 3 月	新型インフルエンザ等流行を想定した発熱センター模擬訓練の実施
平成20年11月	感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会にて圏域の医療体制について検討
平成21年 2 月	同協議会発熱外来検討部会にて圏域の発熱外来等の医療提供体制について検討
平成21年 5 月～	感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会等にて圏域の医療確保対策等を検討
平成21年10月	圏域版「小児医療体制確保のための段階別行動表」作成 「北多摩西部保健医療圏 インフルエンザ等情報」発行（平成21年12月末まで）
平成22年11月	「北多摩西部保健医療圏におけるインフルエンザ等段階別行動表」改定
平成24年 3 月	「新型インフルエンザ等地域医療確保計画（多摩立川ブロック）－暫定版－」策定
平成27年 1 月	圏域の医療機関（25病院）との情報連絡訓練の実施
平成28年10月	「新型インフルエンザ等対策に係る医療資源等調査」を実施
平成29年 3 月	「新型インフルエンザ等地域医療確保計画（多摩立川ブロック）－暫定版－」改定
平成29年12月	国家公務員共済組合連合会立川病院と合同で新型インフルエンザ等疑似症患者受入訓練を実施
令和元年 6 月	「新型インフルエンザ等対策に係る医療資源等調査」を実施
令和元年10月	独立行政法人国立病院機構災害医療センターと合同で新型インフルエンザ等対策訓練を実施
令和 6 年11月	新興感染症発生時を想定したロールプレイング形式の実践型訓練を実施

(3) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応

令和元年12月以降、中華人民共和国の湖北省武漢市で、原因となる病原体が特定されていない肺炎患者が確認された後、世界的に感染が拡大し、令和2年1月30日、WHO（世界保健機関）は「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を、3月11日にはパンデミックを宣言した。新型コロナウイルス感染症に感染した多数の人々に健康被害が生じたため、保健・医療分野のみならず、社会・経済活動にも甚大な影響を及ぼした。

国内では、令和2年2月1日に、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として位置付けられた後、令和3年2月13日に新型インフルエンザ等感染症に位置付けられ、令和5年5月8日に季節性インフルエンザと同じ「5類」感染症に移行した。

都では、令和2年1月24日に、都内で初の感染者が確認されて以降、各関係機関と連携し、都民の命を守るため、東京の総力を挙げて感染拡大の防止に努め、モニタリング会議や東京iCDCによる分析や知見を踏まえ、相談・検査体制の充実、迅速な病床の確保や高齢者向けの療養施設の設置、フォローアップ体制の構築など、総合的な医療提供体制を「東京モデル」として充実・強化してきた。また、ワクチン接種の円滑な実施のほか、保健所の体制強化やデジタル化の推進による業務の効率化も推進した。

北多摩西部保健医療圏においては、令和2年3月30日に、初めて陽性者が確認された。その後、患者数が増加し、緊急事態宣言の下、保健所においては、PCR検査、入院調整、患者搬送、積極的疫学調査、クラスター対応、都民からの電話相談等に追われた。

また、更なる感染拡大に対応するため、本庁からの応援職員やトレーサー班の派遣、会計年度任用職員の新規任用、人材派遣の活用等により人員体制を強化するとともに、保健所DX（デジタルトランスフォーメーション）として、デジタル機器を導入し、業務の効率化により対応した。

さらに、管内各市、医療機関、各市医師会との相互の連携強化を図り、きめ細やかな支援に取り組んだ。

(4) 多摩立川保健所健康危機対処計画の策定

国は、令和4年12月、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、次の感染症危機に備えるため感染症法等の一部を改正し、都道府県が平時に定める予防計画において、記載事項を充実させること、また、医療提供体制、検査体制、宿泊療養体制については、それぞれ整合性を図りつつ、数値目標を設定すること等が定められた。感染症法等の一部改正と同時に地域保健法及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針も改正され、都道府県行動計画を踏まえて、各保健所において健康危機対処計画を策定することになった。

北多摩西部保健医療圏では、健康危機管理対策協議会での協議を経て、令和6年3月に「多摩立川保健所健康危機対処計画」を策定した。

また、令和7年3月には、11月に実施した新興感染症対応実践型訓練の効果検証を踏まえ、「多摩立川保健所健康危機対処計画」を改定した。

(5) 令和6年度北多摩西部健康危機管理対策協議会等開催状況

ア 会議等

会 議 名	開催日	議 題
健康危機管理対策協議会 (感染症地域医療体制 多摩立川ブロック協議会 を兼ねる)	令和6年 7月26日	(1) 健康危機管理に係る訓練について ア 健康危機管理に関するスケジュールについて イ 新興感染症を想定した訓練について (2) 健康危機管理に係る部会について ア 健康危機管理(感染症)訓練等部会の設置について イ 健康危機管理(感染症)訓練等部会委員の選定について
第1回 北多摩西部健康危機 管理対策協議会健康危機管 理(感染症)訓練等部会	令和6年 9月26日	(1) 感染症対応実践型訓練について ア 実践型訓練概要(図上シミュレーション訓練)について イ 実践型訓練実施イメージについて ウ 実践型訓練会場配置図(案)について エ 実践型訓練タイムスケジュール(案)について オ 感染症対応実践型訓練シナリオ(案)について (2) 健康危機管理(感染症)訓練等部会の予定について
第2回 北多摩西部健康危機 管理対策協議会健康危機管 理(感染症)訓練等部会	令和7年 3月12日	(1) 令和6年度感染症対応実践型訓練について ア 実践型訓練状況まとめについて イ 実践型訓練検証について (2) 健康危機管理対処計画の改定(案)について (3) 令和7年度感染症対応実践型訓練(案)について (4) 健康危機管理(感染症)訓練等部会の予定について

イ 新興感染症対応実践型訓練

開催日	参加者	内 容
令和6年 11月14日	圏域医療機関、医師会、 歯科医師会、市健康主管課、 保健医療局、保健所	本庁班、医師会・クリニック班、病院班、市役所班、健康安全研究セ ンター班及び保健所班による新興感染症発生時の対応協議 (1) 発生早期における管内1例目の発生に備えた課題の検討 (2) シナリオに基づいたロールプレイング形式の情報連絡訓練

8 受動喫煙防止対策

他人の喫煙により、たばこから発生した煙にさらされる「受動喫煙」により、日本では、年間推定約1万5千人が亡くなっている。また、「受動喫煙」によって、虚血性心疾患や肺がんのリスクが高まることが分かっており、受動喫煙のある人はない人に比べ、肺がんリスクが約1.3倍になるといわれている。

こうした状況を受け、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、平成30年6月に改正健康増進法、同年7月に東京都受動喫煙防止条例が制定された。令和2年4月1日の全面施行以降は、飲食店、ホテルやオフィス、商業施設など多数の人が利用する施設については屋内原則禁煙、喫煙は基準を満たした喫煙室でのみ可能となっている。

(1) 普及啓発

改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づく新たな制度について、住民や事業者、関係機関等に対し、普及啓発を行っている。

表8-1 普及啓発実施状況

実施日	内 容
令和6年5月26日	立川市医療・介護フェスに受動喫煙防止対策に関するブース出展
令和6年5月31日	昭島市及びJR東日本と喫煙マナーアップ街頭キャンペーンを合同実施（JR拝島駅構内）
令和6年5月31日から6月6日及び同年11月1日から同月30日まで	街頭ビジョンにて受動喫煙防止対策の普及啓発動画放映（立川駅南口アレナビジョン、立川駅北口伊勢丹立川ビジョン）
令和6年11月1日から同月30日まで	市コミュニティバス車内で受動喫煙防止対策ポスターを広告掲出（立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市）

(2) 助言・指導等

住民や事業者、関係機関等からの相談に対応するほか、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例違反の通報や情報提供に対し、助言・指導を行っている。

表8-2 助言・指導件数（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

	助言・指導	立ち入り検査等	勧告	公表	命令	過料処分	計
件数	367	-	-	-	-	-	367

(3) 喫煙可能室（店）の届出

一定の条件を満たした飲食店については、飲食をしながら喫煙することができる「喫煙可能室（店）」を設置することができる。こうした喫煙可能室（店）の届出の受理を行っている。

表8-3 喫煙可能室（店）届出件数（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

	届出	変更	廃止
件数	3	2	3